

福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）
補助金募集要項
（車両登録日が令和 8 年 4 月 1 日以降の FCV に適用）

令和 8 年 9 月 8 日
福島県エネルギー課

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金」については、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金交付要綱及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助金交付申請を募集します。

1 補助概要

(1) 補助対象

本県内に住所を設定する個人（以下「県民」という。）及び本県内に事業所等を有する民間法人（以下「県内法人」という。）並びに県民又は県内法人に対して燃料電池自動車のリース販売を行うリース事業者に対し、燃料電池自動車（以下「FCV」という。）の導入を支援します。

(2) 補助額

FCV 車両本体の導入に要する経費（税抜）について、別表に定める額を交付します。

(3) 補助の要件

- ア 新車（初度登録前）にて FCV を導入すること。
- イ 導入する FCV について、専ら自家用に供し、本県内を拠点とした使用が可能であること（自動車検査証における「自家用・事業用の別」が「自家用」であり、「使用の本拠の位置」が本県内にて登録されるとともに、周辺において水素ステーションからの燃料供給が受けられる見込みがあること）。
- ウ 交付申請書兼実績報告書の提出までに車両の新規登録及び車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了させること（初度登録から 1 年以内に申請を行うこと）。
- エ リース事業者が申請者となる場合、本補助による補助金相当額が FCV の使用者が負担するリース料に充当されること。
- オ 自動車販売業者が使用者となる場合、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の FCV を販売する見込みがない）こと。

2 申請の方法

(1) 提出書類

対象となる車両の登録、納車、代金全額の支払い（又は全額支払いの手続き）が全て完了した後、次の書類を提出してください。ただし、リース事業者が申請者となる場合は、FCV の使用者となる県民又は県内企業に係る下記オ～クの書類も併せて提出してください。

- ア 交付申請書兼実績報告書（要綱様式第 1 号）
- イ 事業報告書（要綱様式第 1 号の別紙 1）
- ウ 収支決算書（要綱様式第 1 号の別紙 2）
- エ 貸与料金の算定根拠明細書（要綱様式第 1 号の別紙 4）
※リース事業者が申請者となる場合
- オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（要綱様式第 1 号の別紙 5）
- カ 住民票抄本又はこれに準ずる居住の事実を証明するもの
※県民が申請者又は FCV の使用者となる場合
- キ 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書
※県内法人が申請者又は FCV の使用者となる場合もしくはリース事業者が申請者となる場合
- ク 県税の未納が無いことを確認できる書類
- ケ 自動車検査証の写し
- コ 経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類（領収書 等）
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出先及び提出方法

- ア 提出先
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16
福島県企画調整部エネルギー課（担当：入部）
- イ 提出方法
郵送又は持参により提出してください。

(3) 募集期間

令和 8 年 9 月 8 日（水）～令和 9 年 3 月 5 日（金）17 時必着

- ※ 初度登録日から 1 年以内に申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準日になります）。

(4) 申請後の流れ

申請後、事務局において先着順で審査し、交付決定の可否を通知します。

- ※ 補助申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

別表（車両登録日が令和 8 年 4 月 1 日以降の FCV に適用）

製造メーカー名	車種名	型式	県補助額
トヨタ自動車(株)	クラウン	ZBA-KZSM30	600,000 円
	MIRAI	ZBA-JPD20	600,000 円
現代自動車ジャパン(株)	NEXO	ZBA-T0871	600,000 円
本田技研工業（株）	CR-V	ZBA-ZC8	600,000 円